

## 評議員選挙規程（改定）

### 1. 選出される評議員の数及び任期

- (1) 選出される評議員数は定款第32条により会員数の10分の1以内とする。
- (2) 任期は2年間

### 2. 評議員候補者の届出

#### (1) 立候補の資格

立候補締切日までに当年度会費を納入し、日本環境化学会会員であることが確認された者。

#### (2) 届出の手続き

候補者の推薦は他薦・自薦を問わず、所定の方法により、定められた届出期間内に選挙管理委員会まで届け出ること。

#### (3) 届出の期日

選挙管理委員会より通知する。

##### (ア) 届出先

選挙管理委員会

#### (4) 選挙

候補者が確定した後、12月に候補者リストを公示する。

##### (ア) 評議員選挙有権者の資格

当年度10月末日までに当年度会費を納入し、日本環境化学会会員であることが確認された者。

##### (イ) 投票の方法

12月に案内される投票方法に従い投票を行う。

##### (ウ) 選挙の判定

選挙管理委員会の厳正なる開票結果のもとに、会員数の10分の1以内を得票の多い順から当選とする。候補者が定員に満たない場合は投票数の過半数が不信任とした場合を除き当選とする。

##### (エ) 投票期日

選挙管理委員会より通知する。

#### (5) 新評議員の告示

新評議員は3月に発表する。

### 附則

この規程は、平成22年7月30日から施行する。

この改定は、令和6年9月30日から施行する。